

第 1 回 二子玉川地区水辺地域づくりワーキング

日時：平成 30 年 3 月 3 日（土） 10：00～11：30

平成 30 年 3 月 5 日（月） 19：00～20：30

場所：玉川区民会館（玉川総合支所 二子玉川仮設庁舎内）

議事次第

1. 開会あいさつ
2. ワーキング資料説明
3. ワーキング（意見収集・意見発表・とりまとめ）
4. 今後の予定
5. 閉会あいさつ

第1回 二子玉川地区 水辺地域づくりワーキング



日	時：	平成30年3月3日（土）	10:00～11：30
		平成30年3月5日（月）	19:00～20：30（※両日とも同じ内容）
場	所：	玉川区民会館（玉川総合支所 二子玉川仮設庁舎内） 世田谷区玉川1-20-21	

国土交通省 京浜河川事務所

1～2 二子玉川地区の現状

3～8 ワーキングについて

9～15 堤防整備案について

(現時点で京浜河川事務所が考えている堤防整備案)

1. 二子玉川地区の現状



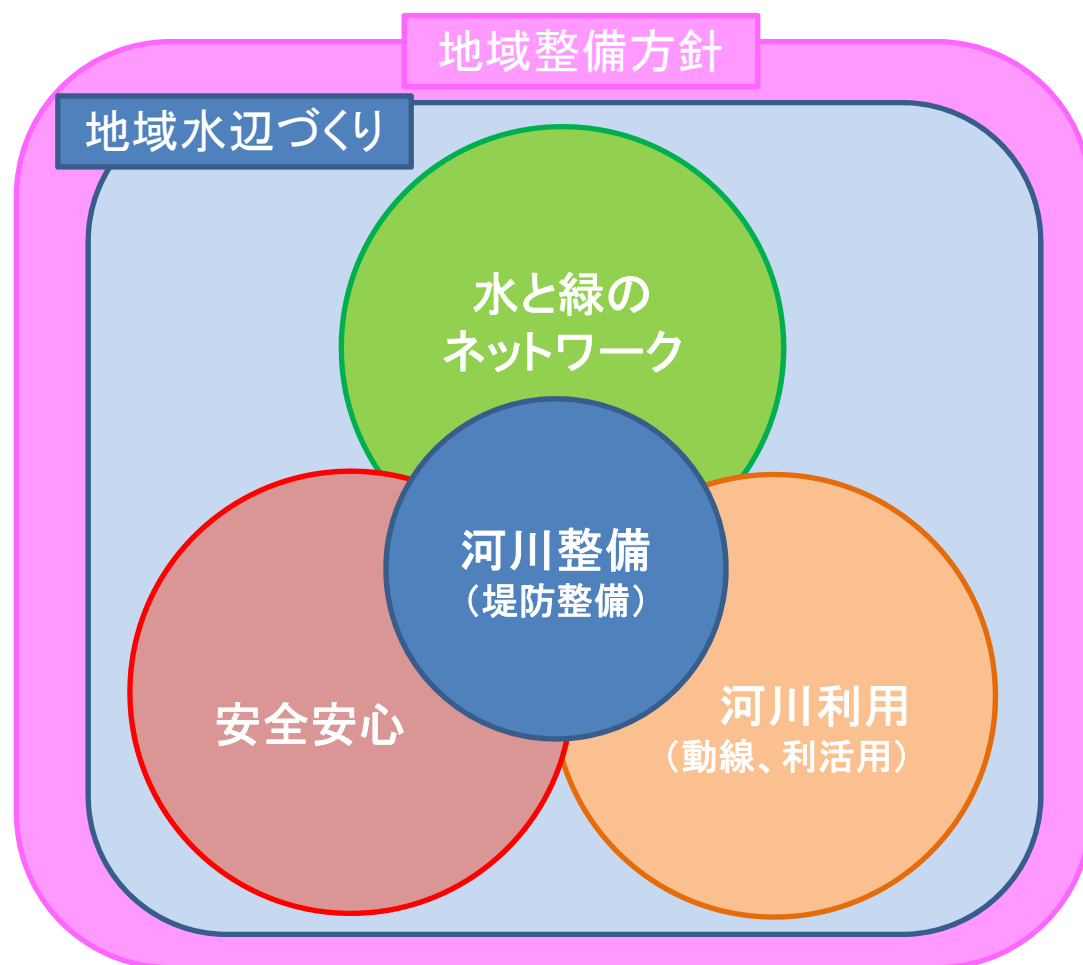
2. 二子玉川地区の出水時の状況



3. 二子玉川地区水辺地域づくりワーキングについて

多摩川二子玉川地区の治水対策を含めた水辺地域づくりにあたり下記項目を基本理念とした整備方針・整備内容に関する意見交換を目的とする。

- ・水と緑のネットワークを考慮した二子玉川地区の河川整備
- ・安全安心の地域づくり
- ・多摩川の利活用、動線、歴史、景観に配慮した整備



【主な内容は下記を想定】

河川整備→堤防整備【京浜】をきっかけとして

・水と緑のネットワーク

→現在の自然環境への配慮
(兵庫島公園 など)

→方針【世田谷区】

整備への反映【京浜】

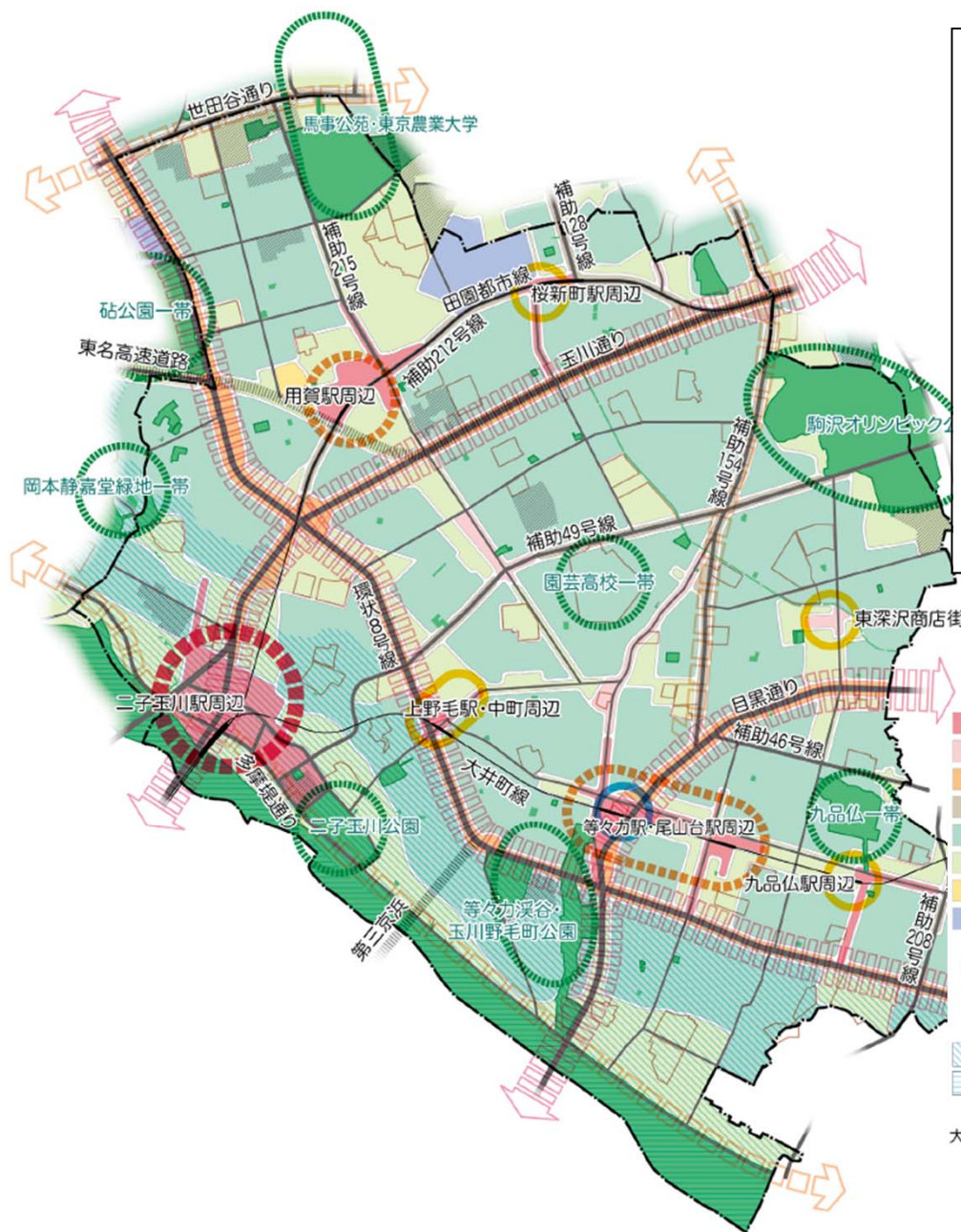
・安全安心

→堤防整備・緊急用河川敷道路【京浜】
地域の安全安心【世田谷区】

・河川利用

(多摩川の中での利用者が多い地域)
→上下流、駅や地域への動線確保
水辺の利用【世田谷区】

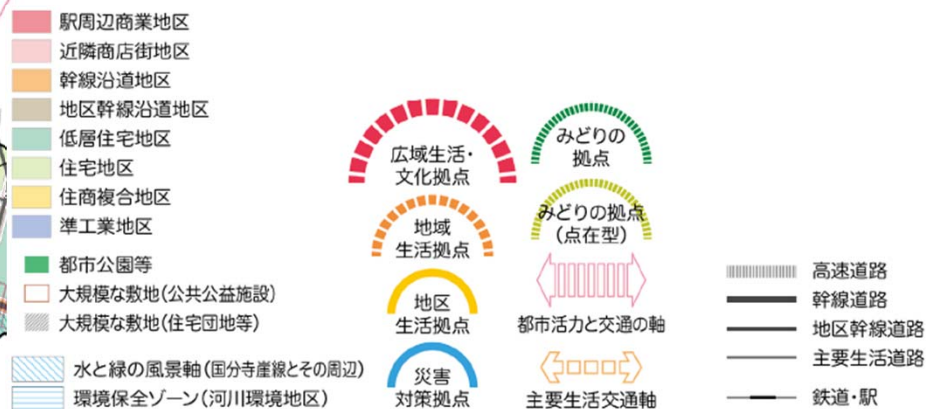
参考:世田谷区「地域整備方針」(H27.4改定)



【3-12 二子玉川駅周辺地区】

- 広域生活・文化拠点として、にぎわいや魅力、良好な環境を維持し、地域活力の増進と地域の発展を図るため、区民・事業者・区が連携して、駅の東西でバランスのとれた一体的な街づくりの取り組みを進めます。
- 居住者・来街者・就業者など多くの人が文化・芸術・健康・スポーツに親しめる交流の場づくりを進めるとともに、豊富な自然資源を活かし、安全で快適にまちなかを散策・回遊できるまちの形成を図ります。
- 多摩川沿いの二子橋から上流側の地区では堤防整備を促進するなど、水害に強い街づくりを進めます。また、兵庫島周辺や二子玉川公園と連続した水際環境の整備など、みどりとみずのネットワークづくりを進めます。
- 西地区において導入されたゾーン30[※]の検証を進め、生活道路の交通安全に配慮した街づくりを進めます。また、商店街の連続性の確保により、にぎわいとコミュニティの充実を図ります。
- 玉川三丁目地区は、地区街づくり計画[※]に基づいて老朽建築物の不燃化や区画道路の整備を進めるなど、安全な市街地の形成を図ります。

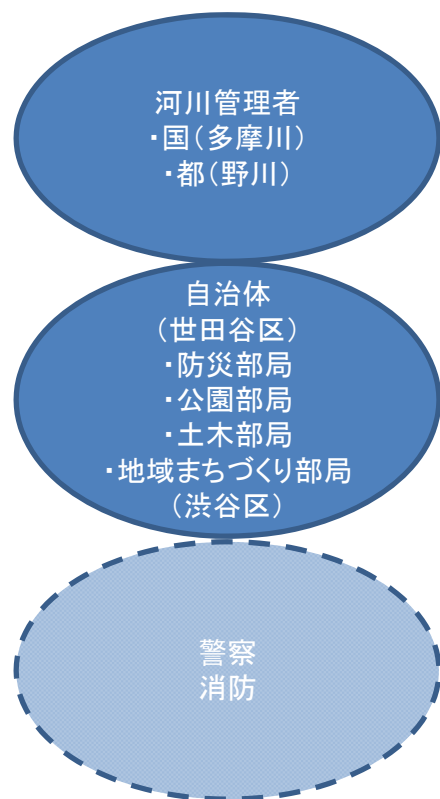
【「地域整備方針(改定版)」抜粋】



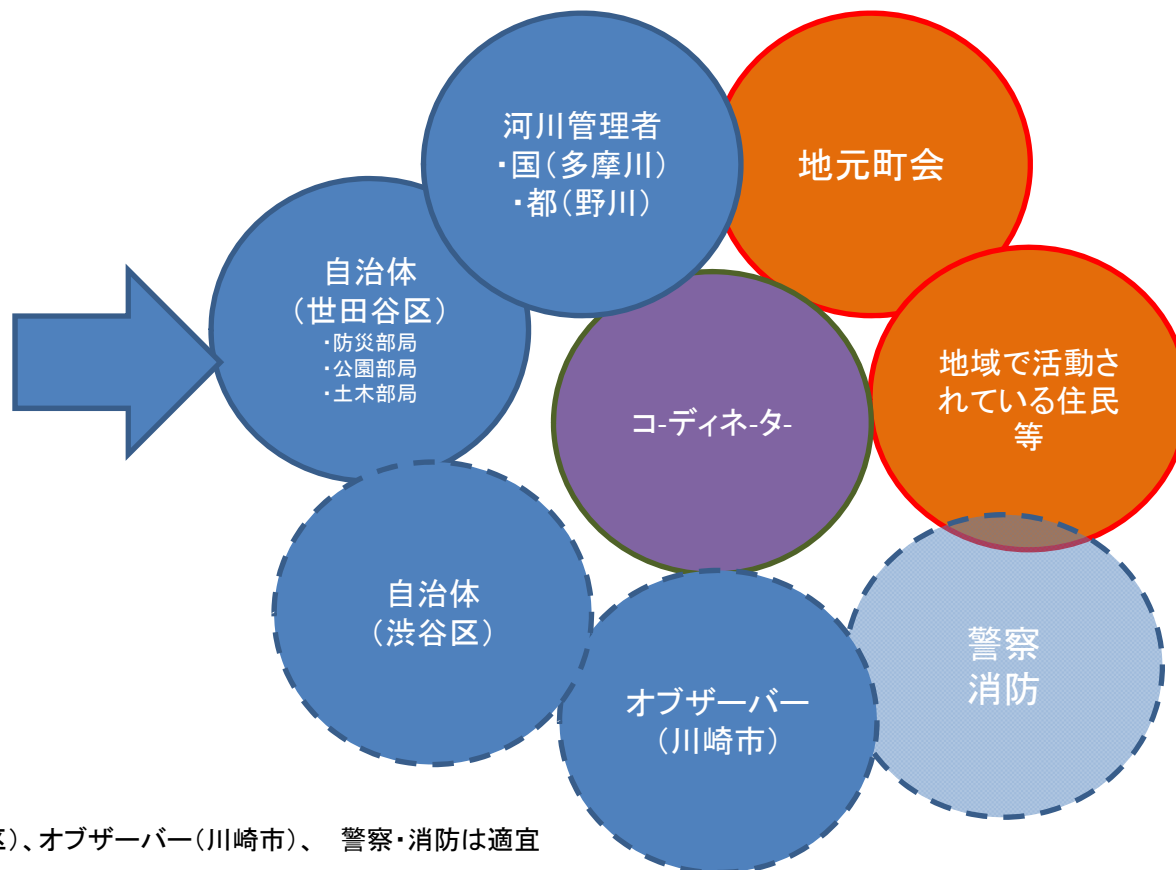
大規模な土地利用転換の際は、都市基盤整備を進めるとともに、地区の特性や周辺住宅地と調和した土地利用を誘導する。

4. 二子玉川地区水辺地域づくりワーキングメンバー構成

関係行政機関連絡会



二子玉川地区水辺地域づくりワーキング



メンバーは、地域の市民(地元町会、地域で活動されている住民等)、行政(自治体・河川管理者)、必要に応じて消防・警察を想定
※ オブザーバーとして川崎市をおく。渋谷区はグラウンドを使用

○地元町会

玉川町会、鎌田南睦会、その周辺にお住まいの方を想定。

○地域で活動されている団体等

二子玉川エリアマネジメント、二子玉川地区交通環境浄化推進協議会、NPO世田谷水辺デザインネットワーク、二子玉川小学校 等を想定。

5. 二子玉川地区水辺地域づくりワーキング規約

(名称)

第1条 本ワーキングは、二子玉川地区水辺地域づくりワーキング（以下「WG」という。）という。

(目的)

第2条 WGは、多摩川二子玉川地区の水辺地域づくりにあたり下記項目を基本理念とした整備方針・整備内容に関する意見交換を目的とする。

- ・ 水と緑のネットワークを考慮した二子玉川地区の河川整備
- ・ 安全安心の地域づくり
- ・ 多摩川の利活用、動線、歴史、景観に配慮した整備

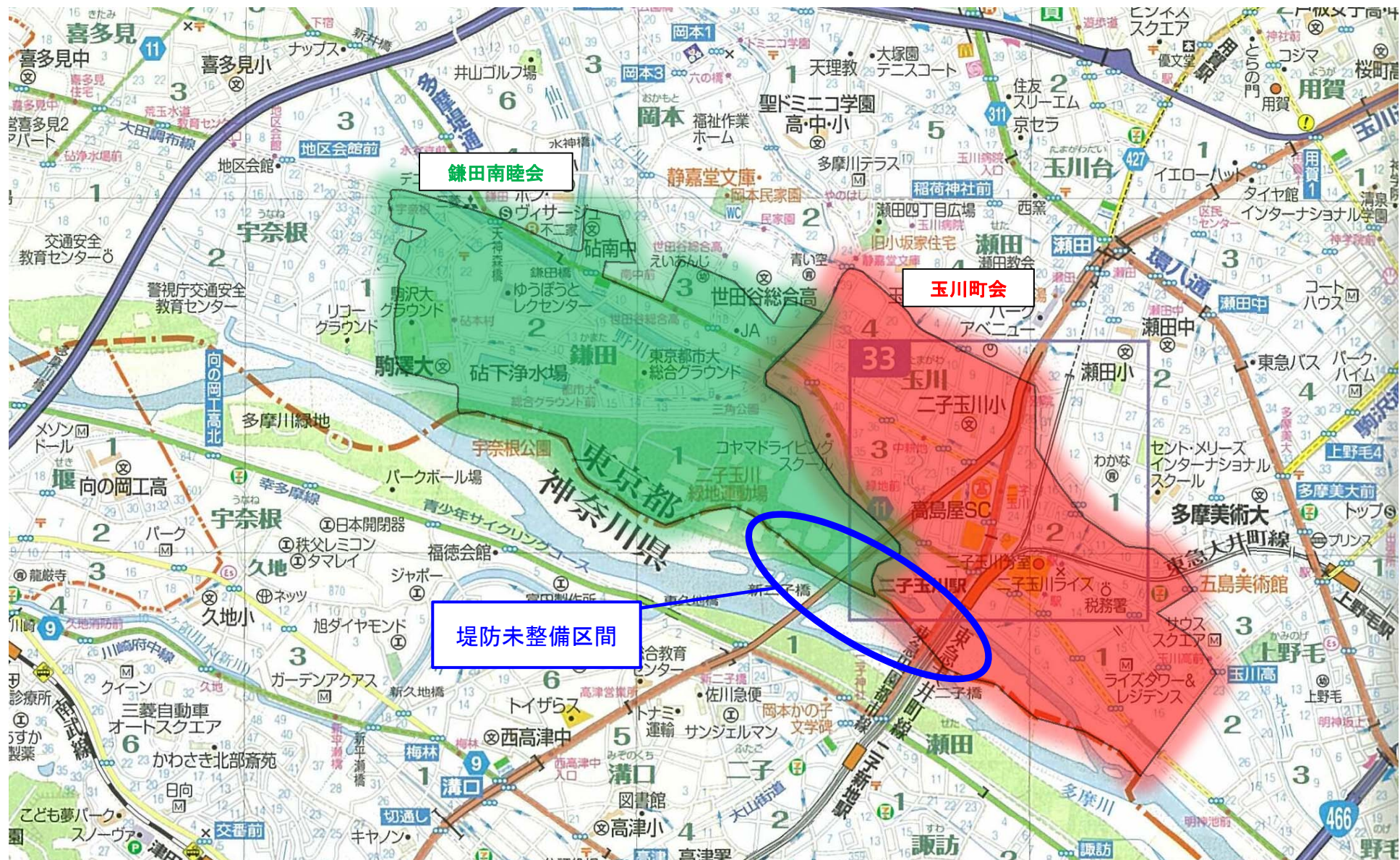
(構成)

第3条 WGは、地元住民、多摩川の二子玉川地区で活動している住民、学識経験者、地元自治体並びに河川管理者のメンバーをもって構成する。
メンバーの中から中立な立場で円滑にWGを進めるためコーディネーターを置く。

(事務局)

第4条 WGの事務局は国土交通省京浜河川事務所とする。世田谷区はこれを補佐するものとする。

6. 地元町会位置図



7. 二子玉川地区水辺地域づくりワーキングの範囲



8. 二子玉川地区水辺地域づくりワーキングの今後の予定

【二子玉川地区水辺地域づくりワーキングの今後の予定】

第1回ワーキング

3月3日(土) 10:00 ~ 11:30

3月5日(月) 19:00 ~ 20:30

次回ワーキング

4月以降を予定

(詳細の実施時期は町会広報板等でお知らせします)

※ ワーキングで頂いた意見をもとに整備案を検討し、その後、詳細設計を行っていきます。

9. 堤防整備案(ワーキングの意見を受けて整備案を検討していきます)

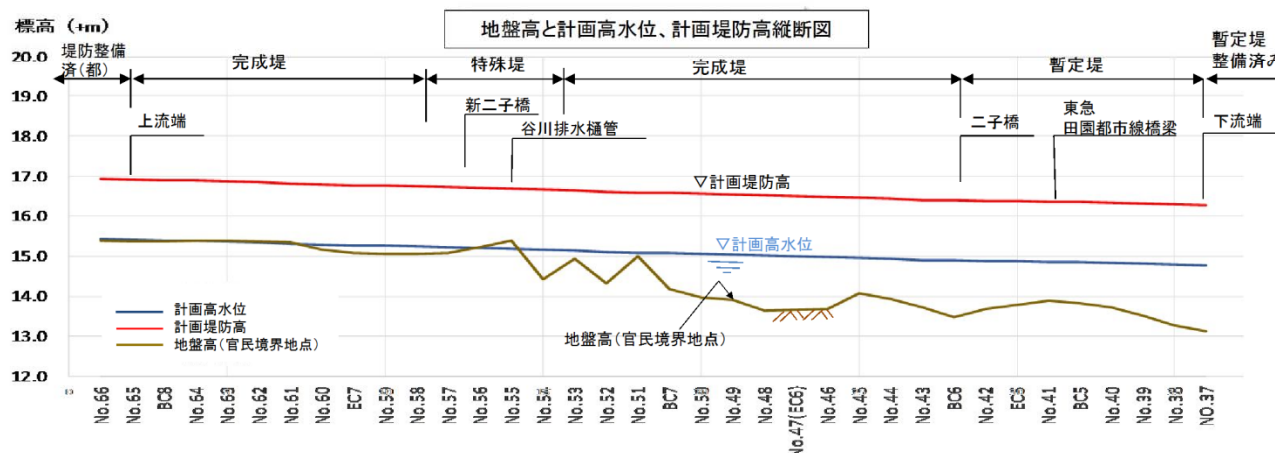
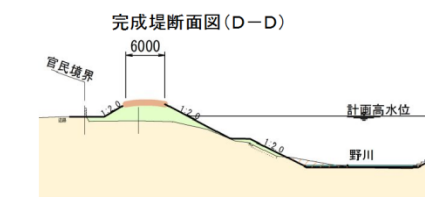
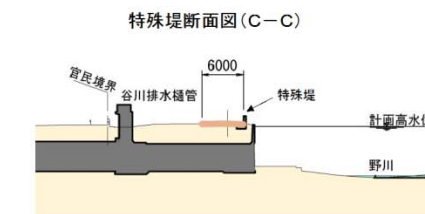
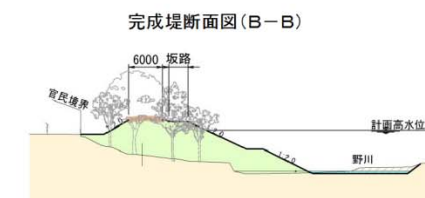
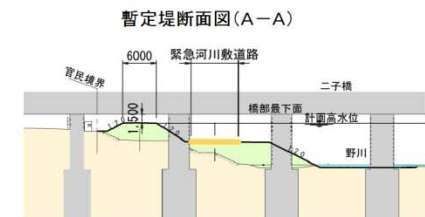
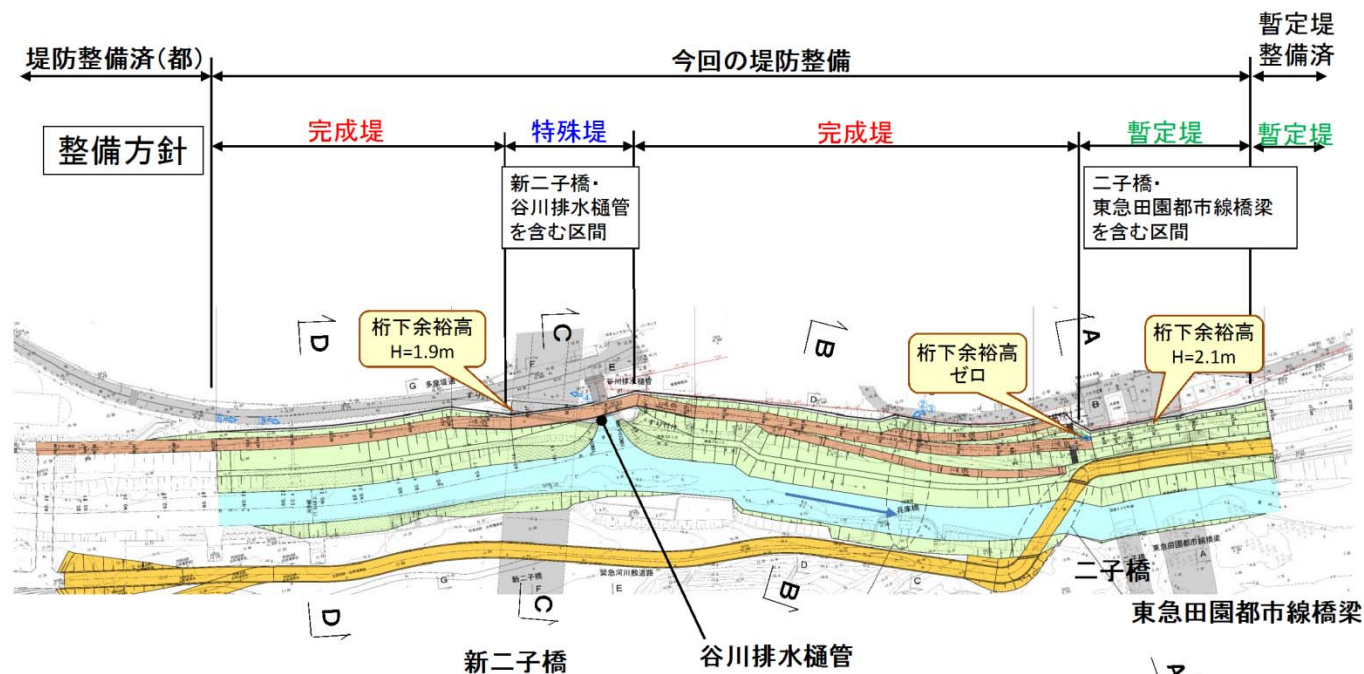
- 当該区間の堤防は、高さを確保することを目的とした整備案としています。
ただし、橋梁や樋門等の工作物の改築の必要がある場合は特殊堤及び暫定堤での整備としています。
- 堤防は、土の堤防で整備する案を基本とします。
- 原則、用地取得は行いません。

当該区間の堤防整備案別の考え方

	完成堤	特殊堤	暫定堤
断面形状			
概要	計画の断面を土で整備	計画高水位までは土で盛り、完成堤の高さまではコンクリートの壁で整備	計画高水位まで土で盛り、完成堤よりも低い高さで暫定的に整備

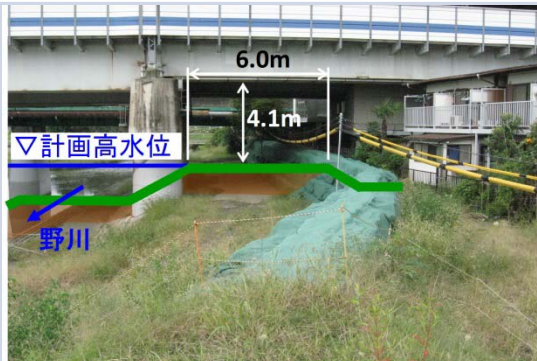
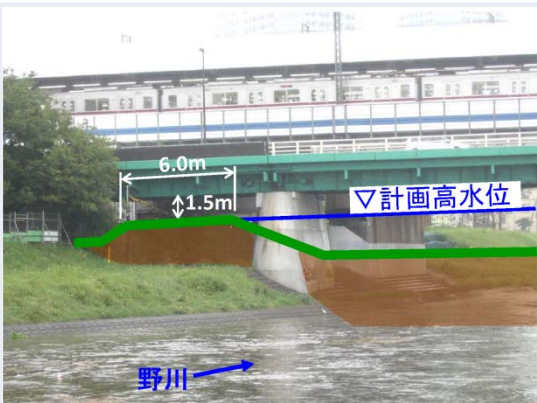
10. 堤防整備案(ワーキングの意見を受けて整備案を検討していきます)

動線については、15ページの「13.堤防整備による全体動線の変化」以降のスライドで説明します。



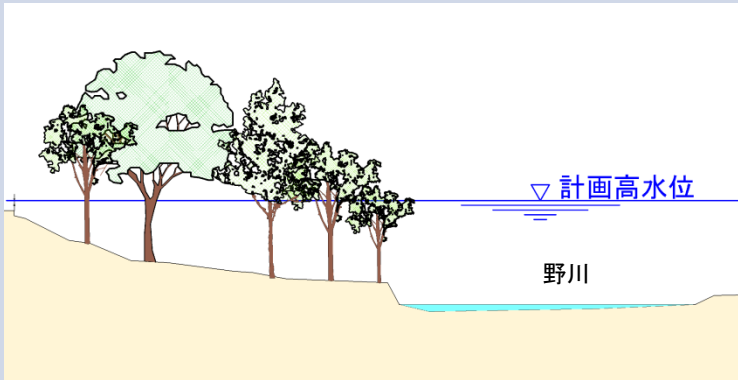
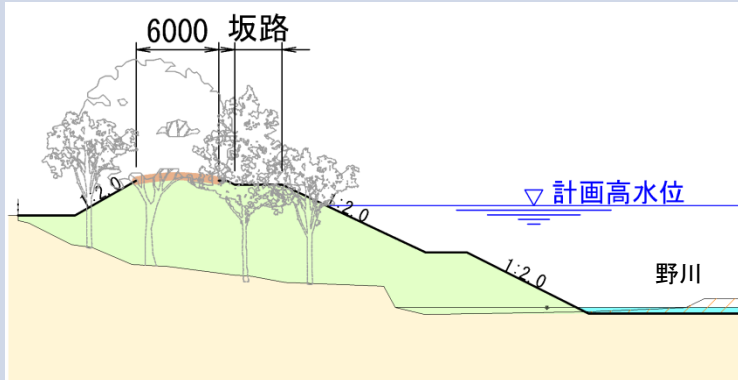
※今回記載した堤防整備案は確定ではありません。

11. 橋梁下部の堤防整備方針

	現状	堤防整備後	
東急 田園都市線 橋梁			暫定堤
二子橋			暫定堤
新二子橋			特殊堤

※今回記載した堤防整備案は確定ではありません。

12. 堤防整備による樹林帯区間の変化

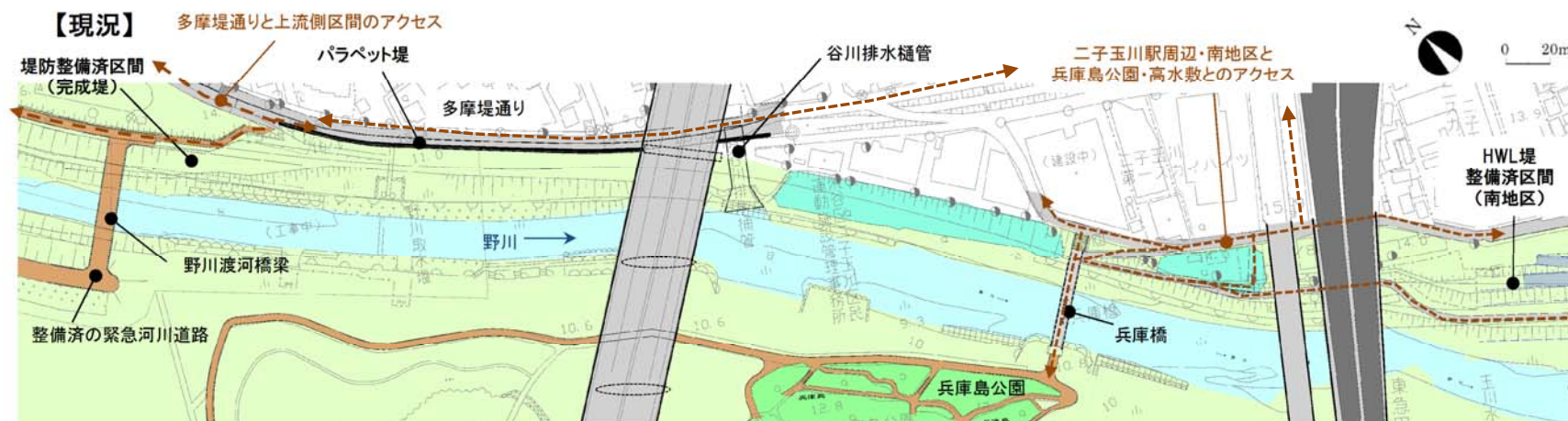
	現状	堤防整備後
樹林帯区間	模 式 断 面 図	
		
樹林帯区間	フォトモンタージュ	
		

※今回記載した堤防整備案は確定ではありません。

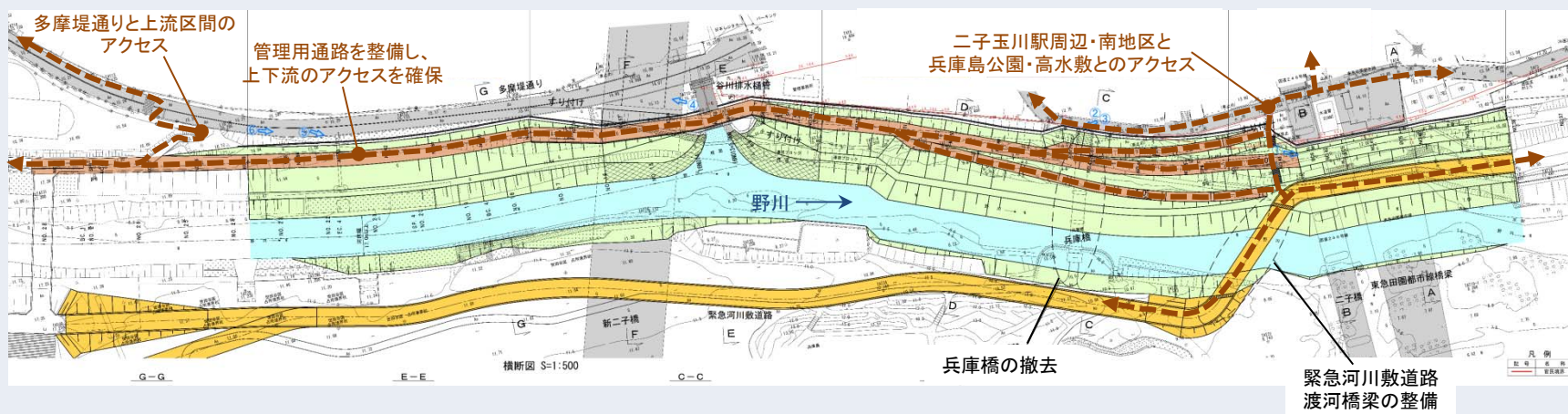
13. 堤防整備による全体動線の変化

全体動線平面図

現状

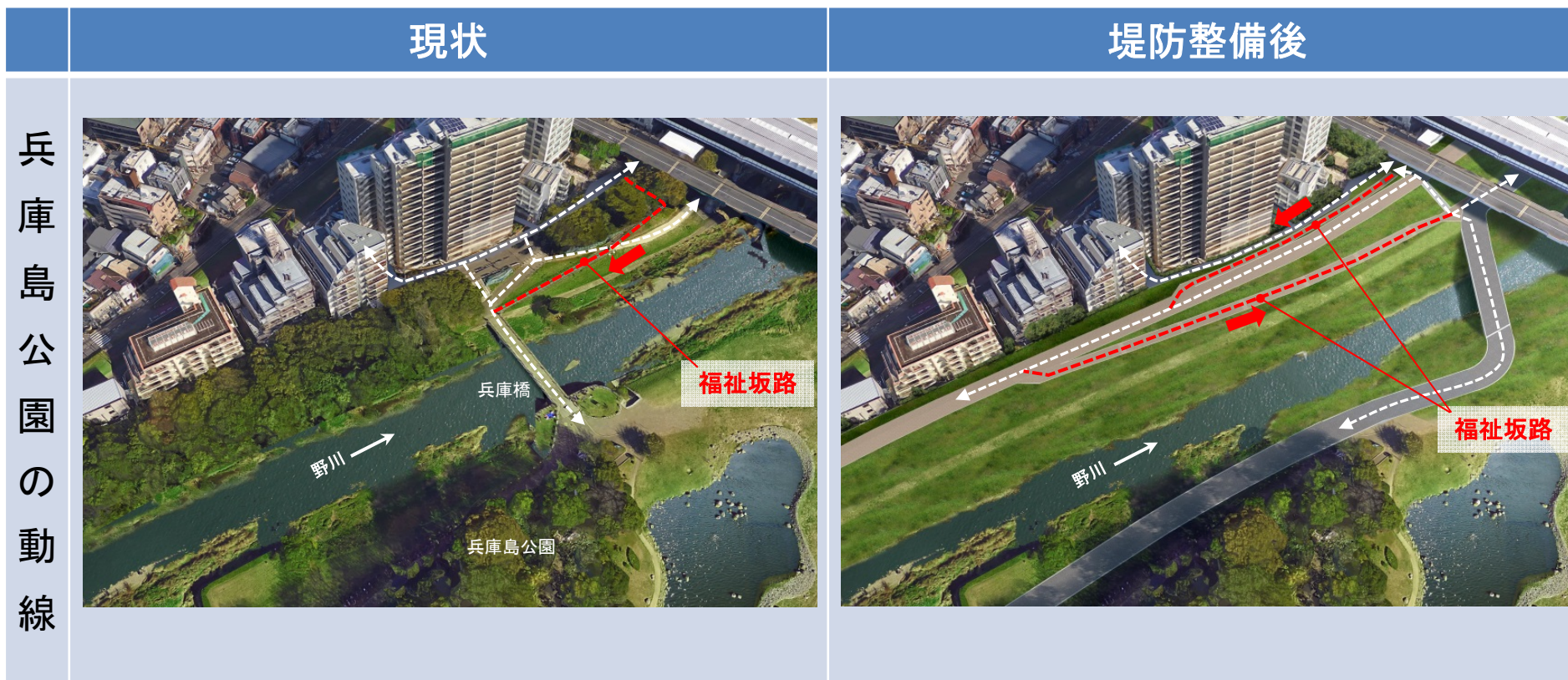


堤防整備後



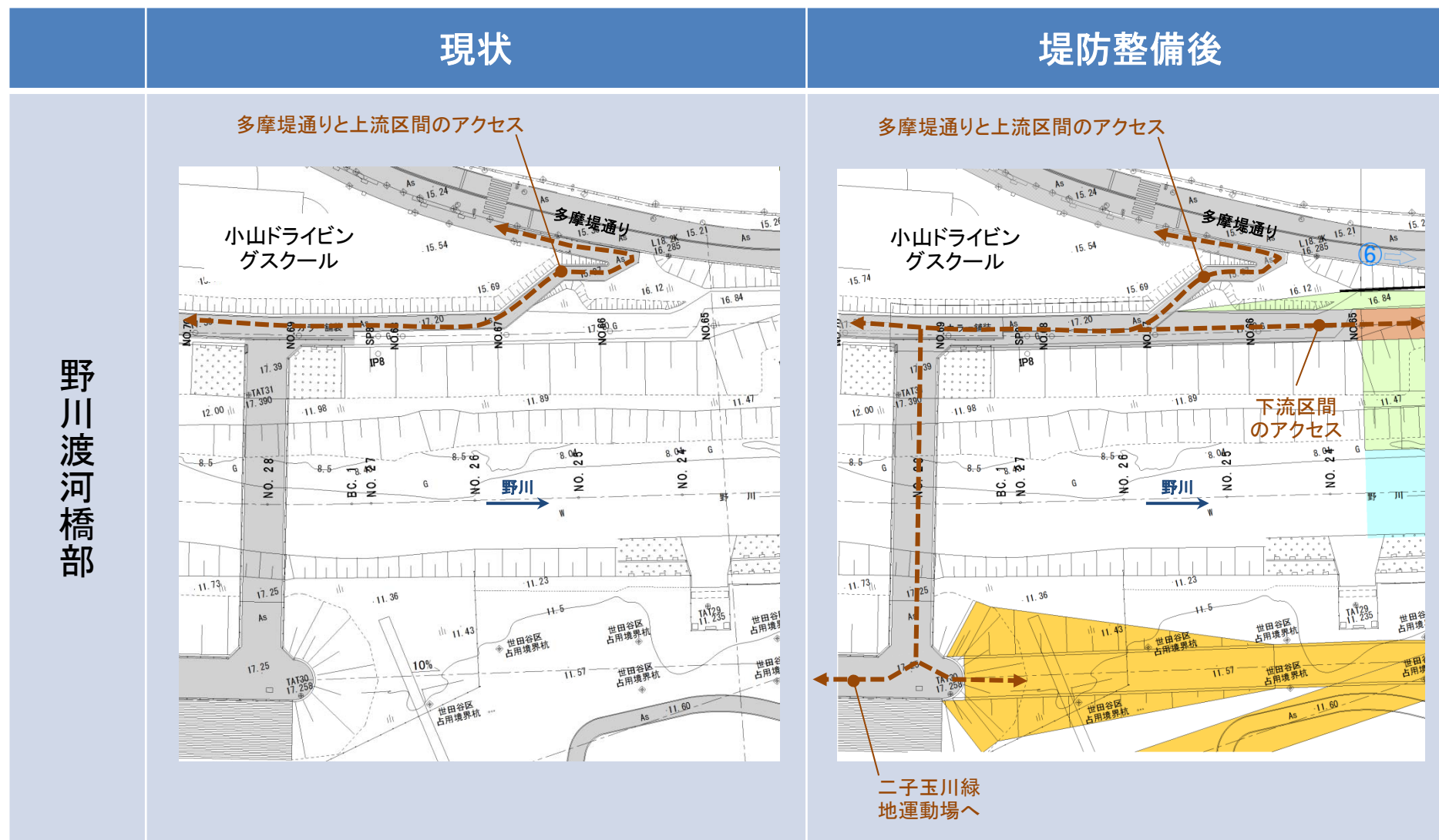
※今回記載した堤防整備案は確定ではありません。

14. 堤防整備による兵庫島公園付近の動線の変化



※今回記載した堤防整備案は確定ではありません。

15. 野川渡河橋部の動線の変化



※今回記載した堤防整備案は確定ではありません。